

<路外駐車場設置（変更）届出書記入上の注意>

- 1 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする部分を朱記すること。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）、及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場設置（変更）届出図書

「設置（変更）届出書」（様式第2号）に次に掲げる関係図面を添えて1部提出する

（駐車場法第12条、同法施行規則第2条参照）

1. 位置図（付近見取図）

縮尺1／10000以上

地形図に路外駐車場の位置を表示する。

2. 平面図

縮尺1／200以上

平面図には次に掲げる事項を表示してください。

- 1) 路外駐車場の区域及び様式1の各部分の区域も表示すること。
- 2) 路外駐車場の自動車出入口の大きさ、自動車の車路その他駐車場内の設備、構造
- 3) 路外駐車場の付近の道路の状況並びにその道路内の道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項から第6号までに規定する道路の部分、橋及びトンネル
- 4) 車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路

3. 建築物である路外駐車場の場合は、上記のほか

- 1) 各階平面図 縮尺1／200以上（駐車場のある階のみで足りず）
車路幅5mの内法半径で回転した車の軌跡を記入
- 2) 立面図 縮尺1／200以上 : 2面以上
- 3) 断面図 縮尺1／200以上 : 2面以上

※以上、一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で表示してください

- 4) 大臣認定書の写し（機械式駐車装置の場合）
- 4) 詳細図（屈曲部、傾斜部）縮尺1／200以上
- 5) 照度計算書
- 6) 換気計算書

（注）4）～6）については、法定外書類であるため必要に応じて添付すること

4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条届出書

駐車場のバリアフリー化の義務（車いす使用者用駐車施設設置）について、平成18年12月20日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づく届出が必要となりましたので、設置届と併せて届出してください。

5. 設計者の表示

設計者の氏名、住所、連絡先（電話のある場合は電話番号）を各図面（右下すみ）に記載すること。

6. **管理規定** 次の事項を定めたもの（法第 13 条）を供用開始後 10 日以内に届出する。

- ① 駐車場の名称
- ② 管理者の氏名・住所（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、住所）
- ③ 供用時間に関する事項（休業日、1 日における開始・終了の時刻）
- ④ 駐車料金に関する事項（料金に基準は施行令第 16 条）
- ⑤ 供用契約に関する事項（駐車自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項を含む）
- ⑥ 駐車場の構造上駐車することができない自動車
- ⑦ 駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要